

昭和二十三年法律第四十八号
墓地、埋葬等に関する法律

第一章 総則

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行わることを目的とする。

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区については、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

第五条 埋葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第六条 埋葬又は火葬は、改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に關する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第七条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に關しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十九号）の規定を準用する。

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

第九条 死体の埋葬又は火葬を行ふ者がないときは又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に關しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十九号）の規定を準用する。

第四章 罰則

第二十条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の規定に違反した者
- 二 第十九条に規定する命令に違反した者

第二十一条 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第十三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反した者
- 二 第十八条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第二十三条 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

2 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

第十二条 墓地、納骨堂又は火葬場の經營者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

第十五条 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

第十六条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

第十七条 墓地使用者、焼骨收藏委託者、火葬を求めた者その他死者に關係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十八条 墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

第十九条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十条 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

第二十一条 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

第二十二条 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一条の四により法律に改められた左の命令は、これを廢止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

附 则

埋火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

第二十五条 この法律施行前にした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を経営している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第二十七条 従前の命令の規定により納骨堂の経営について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を経営している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を経営しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対しても許否の処分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十八条 この法律施行の際現に従前の命令の規定に基づいて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

附 則（昭和二十九年五月二十日法律第一二〇号）抄

1 この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三九年五月二十日法律第一二〇号）抄

1 この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和三九年五月二十日法律第一二〇号）抄

1 この法律は、昭和三十九年五月二十日から施行する。

附 則（昭和三九年五月二十日法律第一二〇号）抄

1 この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和三九年五月二十日法律第一二〇号）抄

1 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十一条の規定は、公

1 この法律は、公布の日から施行する。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一六日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定並びに第二十四条の規定（麻薬取締法第二十九条の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第十五条の規定 昭和五十九年一月一日（再審査請求に係る経過措置）

二 第十三条、第十六条又は第二十条の規定の施行前にされた行政の處分に係るこれらの規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律第十九条の四、興行場法第七条の三又は「い獸処理場等に関する法律」第九条の三の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又是第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十一条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

附 則（平成二年六月二九日法律第六二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成六年七月一日法律第八四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一條、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命

令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第一項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法

第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第百三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六条)の項、都市地域における住宅地の供給の促進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六条)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第二百四十八条、第二百三十九条の三、第二百四十二条の二及び第二百四十二条の改正規定に限る。)、第百五十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第二百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第二百三十三条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第二百四十八条及び第二百四十九条の二の改正規定に限る。)、第二百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第二百四十五条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第二百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十二条、第二百九十二条、第二百九十三条、第二百九十四条、第二百九十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百九十九条の二及び第二百九十九条の改正規定に限る。)、第二百五十六条(マンションの建設替えの円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定を除く。)、第二百五十七条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第一号イ」を「第二項第一号イイ」に改める部分を除く。)並びに同法第十二条及び第十三条の改正規定に限る。)、第二百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十二条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第二百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第二百六十九条、第二百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第二百七十四条、第二百七十八条、第二百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。)及び第二百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一十九条、第一百二十二条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成二十二年法律第

七十二号) 第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条、第一百二十二条の二並びに第一百二十一条第二項の規定 平成二十四年四月一日

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条

第二十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律(以下この条において「旧墓地、埋葬等に関する法律」という。)の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第二十四条の規定の施行の際現に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定によりされている許可の申請(以下この項において「申請の行為」という。)で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の墓地、埋葬等に関する法律(以下この条において「新墓地、埋葬等に関する法律」という。)の適用については、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請の行為とみなす。

2

第二十四条の規定の施行前に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定により地方公共団体の機関に

対し報告をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその報告がされていないもの

については、これを、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定により地方公共団体の相当の機関

に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新墓

地、埋葬等に関する法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日